最終更新日：2019年7月3日

小野建株式会社
代表取締役社長 小野 建
問合せ先：代表取締役専務管理統括本部長 小野 哲司
証券コード：7414
http://www.onoken.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、急激な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、常に新しい価値の創造に努め業績の向上を目指しております。このため、社内管理体制の充実をはかるとともに、法規遵守と株主尊重の意識を徹底し、適切に情報の開示を行うことにより経営の透明性をはかっていくことを今後さらに推進していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・補充原則1-2(4) 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳
当社の株主構成等を勘案したうえで、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題と致します。

・補充原則4-2(1) 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定
現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、毎年の業績に応じた業績連動報酬を実施しております。
中長期的な業績と連動する役員報酬制度に関しても、今後、必要に応じての検討課題と致します。

・補充原則4-3(2) ＣＥＯの選任手続
現在、当社では執行役員制を取っていないため、ＣＥＯの選任手続は行っておりません。今後の検討課題と致します。

・補充原則4-3(3) ＣＥＯの解任手続
現在、当社ではＣＥＯの選任手続を行っていないため、解任するための手続は確立しておりません。今後、必要に応じての検討課題と致します。

・原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で本人の専門性・資質等を審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定いたします。

・補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の活用
当社は、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会を設置しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項は取締役会において、独立社外役員も含めた監査等委員である取締役とも協議し、その意見を十分に尊重することとしております。

・原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
現時点の取締役会の構成は、経営、営業、財務・会計等の専門性や異なる分野における経験等を考慮したものとなっており、多様性を概ね担保した適正な規模にあると認識しています。
ジェンダーや国際性の面に関しては、さらに多様性を拡充する観点から重要と認識しており、今後の検討課題と致します。

・原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表
現在は、中期計画の開示は行っておりませんが、収益計画や経営の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のための具体的施策を明確に説明できるように努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・原則1-4 政策保有株式
当社は、円滑な取引関係の維持、取引を強化する目的で、政策保有株式として取引先の株式を限定的に保有しております。
この政策保有株式については、中長期的な経済合理性や将来の見通し、取引関係の構築状況、業務提携等の事業戦略上のメリット等を会計年度毎に検証し保有の可否を判断しており、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については縮減を図ります。

・原則2-6 アセットオーナー
委託先の運用機関に対しては、当社管理統括本部より実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めており、その活動状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしております。

・原則1-7 関連当事者間の取引
当社の取締役会規程において、関連当事者間の取引を行う場合は取締役会の決議事項と定めており、取締役全員にその内容を周知徹底をさせております。ただし、これまで関連当事者間の取引の実績はありません。

・原則3-1 情報開示の充実
(1)経営理念等、経営戦略、経営計画
「存在感のある企業」であり続ける事を経営理念としており、事業報告書に基本方針、経営指標、中期的な経営戦略、剰余金の配当等の決定に関する方針を開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
定時株主総会後の取締役会にて報酬限度額の範囲内で取締役の各報酬額を決定しております。

(4)取締役会が役員候補者の選任を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者の選任に当たっては、各業務に精通し企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し、取締役会で決定いたします。

(5)経営陣幹部の個々の選任・指名理由
取締役候補者の選任理由については、株主総会参考書類の議案に略歴等を説明し開示いたします。

・補充原則4-1(1)　取締役会に対する委任の範囲
当社の取締役会に対する委任の範囲は、定款および法令に定めるもののほか「取締役会規程」に基づき、取締役会において決議する事項と定めております。

・補充原則4-1-3　最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者計画の監督
代表取締役が取締役会に提案する次期取締役体制案は、公正かつ透明性の高い取締役の評価や選任等の手続きをもって確保しております。また、代表取締役社長の後継者計画の策定・運用については、以下の人物像・資質・実績等の要件を考慮のうえ、計画的に行うこととしております。
(1)会社経営者としてふさわしい人格・能力・見識に優れた者であること
(2)会社経営の分野における豊富な経験と実績を有していること
(3)当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を実現するために最適と考えられる者であること

・補充原則4-11(1)　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
現在、当社取締役会の構成人員は10名で、経営全般、経理財務、総務関係、営業関係、法律・税務関係それぞれに知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。

・補充原則4-11(2)　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
取締役の兼職は、当社業務の責務を果たすに必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めることとしております。当社の社外取締役は他の上場会社の役員の兼任はしておりません。また、取締役会及び監査等委員会への出席状況を株主総会招集通知の事業報告で開示しています。

・補充原則4-14(2)　取締役のトレーニングの方針
当社では、取締役に対し適宜必要な社内外での研修や法令改正等などの情報提供を行い、取締役の知識や能力の向上をはかっております。

・補充原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
株主との対話については、IR担当役員ならびに管理統括本部が窓口となり対応することになっております。また、株主からの意見や要望については、当社経営に資すると判断されるものは全て取締役会にて適切かつ効果的にフィードバックして情報を共有し、取締役会は実現に向け前向きに対応します。なお、IR担当役員は勿論のこと、窓口となる管理統括本部は、株主との対話に際してインサイダー情報を十分に認識し、従来から対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オーエヌトラスト株式会社	1,509,000	6.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,458,600	6.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	854,800	3.91
小野　哲司	636,500	2.91
小野　建	616,000	2.81
小野　信介	616,000	2.81
小野　明	615,600	2.81
小野　多美子	531,000	2.42
小野　典子	531,000	2.42
株式会社福岡銀行	467,000	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古庄　玄知	弁護士											
山上　知裕	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古庄　玄知	○	○	―――	近年の複雑化する経営環境のなかで、法律家の見地からのアドバイスを受け、法規遵守の徹底と、経営に対する監視・監査機能の強化をはかるため選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れが無いと判断しております。
山上　知裕	○	○	―――	近年の複雑化する経営環境のなかで、法律家の見地からのアドバイスを受け、法規遵守の徹底と、経営に対する監視・監査機能の強化をはかるため選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れが無いと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合または監査等委員の求めがあった場合には、監査等委員と協議のうえ、監査等委員の業務補助のための監査スタッフを置く。
当該使用人は監査スタッフ業務に関し、監査等委員の指揮命令下に置く。また、当該使用人の人事については、監査等委員と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査ならびに内部統制業務は内部監査室が担当しております。内部監査室は実地監査を実施しており、業務の平準化と効率化ならびに管理体制のチェックを主に行っております。
また、監査等委員である取締役または会計監査人と相互に適時適切な会合を持ちながら、意見交換・情報の伝達を行い、適正かつ効率的な監査を行うべく連携を密にしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的な観点から業務運営を行うことが必要と考えており、現在インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬422百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第67期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額6億円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円と決議いただいており、各取締役の報酬額は取締役会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である取締役に対する事務窓口として、管理統括本部総務部が担当し、社外取締役に対するサポート体制を整えております。また、社外取締役は、取締役会に出席し積極的に意見を述べるとともに、決算書類等の書面監査を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)現状の体制の概要
当社は監査等委員会設置会社です。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名、監査等委員である取締役は3名で、うち2名が社外取締役（独立役員2名）であります。
(2)取締役会および業務執行の状況
取締役会を適宜開催し、経営施策の迅速な決定をはかるとともに、セグメント別エリア会議において指示を徹底し業務執行を円滑に行える体制を確立しております。
(3)内部監査および監査等委員監査の状況
監査・監督面において、内部監査室と監査等委員ならびに会計監査人とが連携を取り、合同で監査を実施するなど情報の共有化による監査効率の向上をはかっております。
(4)会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、石田博信氏（継続監査年数7年以内）、渋田博之氏（継続監査年数7年以内）であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他15名であり、適正な情報の提供と企業会計の基準に準拠しての監査を行い、経営状況の把握を行っております。なお、会計監査人と当社との間には、利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督強化によるコーポレート・ガバナンスの充実をはかるため監査等委員会設置会社となっております。内部監査室は各営業拠点ならびにグループ会社を監査しております。セグメント別エリア会議は情報交換の手段として適宜開催しております。
上記の体制を採用する理由は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実をはかる目的です。内部監査室は監査等委員である取締役ならびに会計監査人と連携することにより監査機能の強化につながるものと考えております。セグメント別エリア会議は取締役会で決定した営業方針を元に、地域性を活かした最善の店舗運営につなげております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の招集通知早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した株主総会開催に努めております。
その他	株主総会では、事業報告等の説明において大型スクリーンを用いたビジュアル化を実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各証券会社支店、取引所主催のセミナー等において、個人投資家向けの説明会を年数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および通期決算期に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算を含め決算状況の開示、ならびに各種公告の掲載および決算以外の適時開示資料の掲載も行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理統括本部総務部内に担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）のもと、適正な情報保護を実現することを目的として個人情報保護規程を策定しました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護方針のもと、規程の整備とともに社員の研修も実施し、管理体制の強化をはかっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役ならびに使用人がその職務執行にあたり、法令および定款に適合しかつ円滑な運用ができる体制確保を目的として内部統制システムを構築してまいります。

特に情報管理につきましては、決算に関する情報及び重要な会社情報が生じた場合には、全て管理統括本部へその情報を集約し、管理統括本部長を経由して社長へ報告した後、取締役会の承認を経て公表しております。

公表と同時に各本支店長ならびに子会社社長を経由して全役職員にその重要な会社情報の周知徹底をはかっております。

監査等委員会は会社情報に関して取締役会にて意見を述べ経営監視機能の強化をはかり、内部監査室は発生事項に関しての助言･勧告を行い社内業務の適正化をはかっております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係については、社会的責任および企業防衛の観点から、一切の関係を持たず、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応してまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

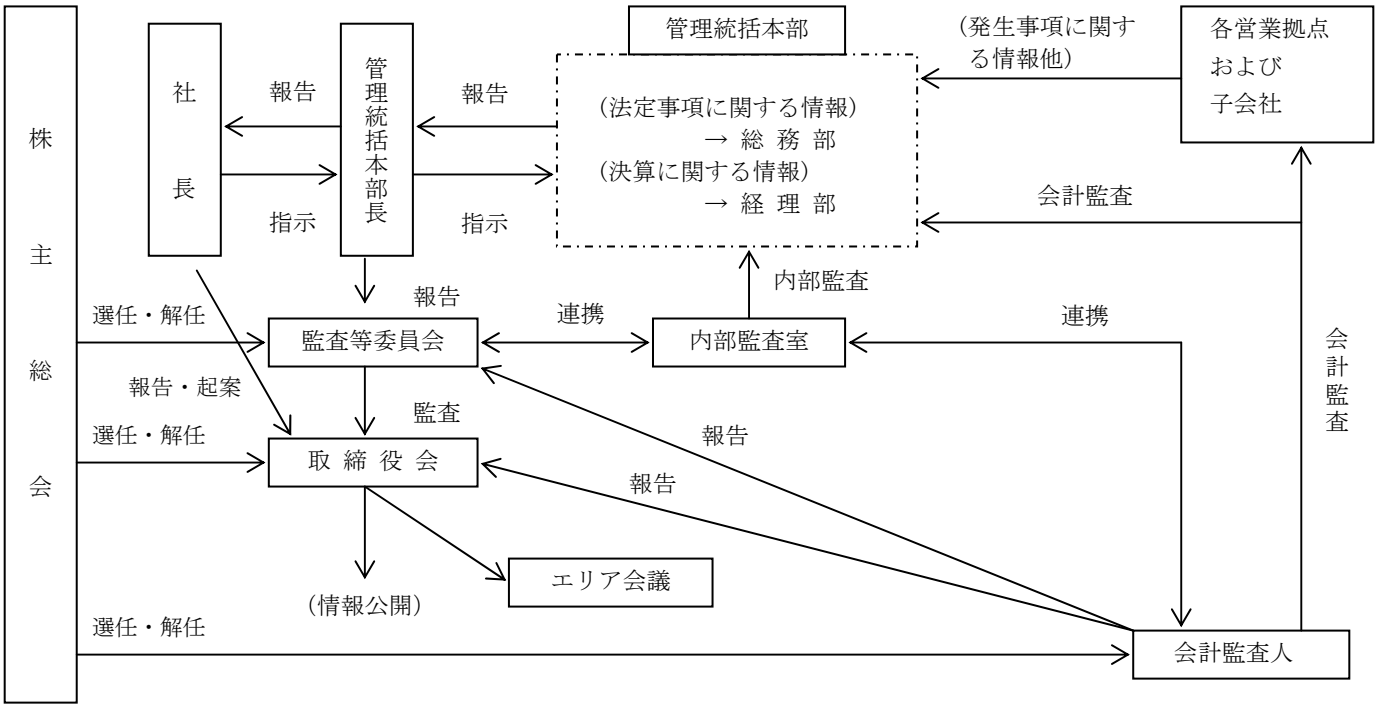
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
社長
報告
指示
管理統括本部長
報告
指示
管理統括本部
（法定事項に関する情報）
→ 総 務 部
（決算に関する情報）
→ 経 理 部
（発生事項に関する情報他）
各営業拠点および子会社
会計監査
内部監査
選任・解任
報告
監査等委員会
連携
内部監査室
連携
会計監査
報告・起案
監査
選任・解任
取 締 役 会
報告
報告
エリア会議
（情報公開）
選任・解任
会計監査人